

第2回「労働団体法 ①総論 A：日本の労使関係」

2022.04.08. 佐藤

本日の目的：日本の労使関係の特徴を理解する

本日の課題：講義の要点を、自己点検用紙に記入して提出する

はじめに

1. 前回のまとめ：労働法の概観、講義方法の説明
2. 本日の目的：法律論ではないが、日本における労働団体法解釈の前提
→外国での解釈が日本では参考にならない理由である
→日本独自の法理論を展開することが必要となる

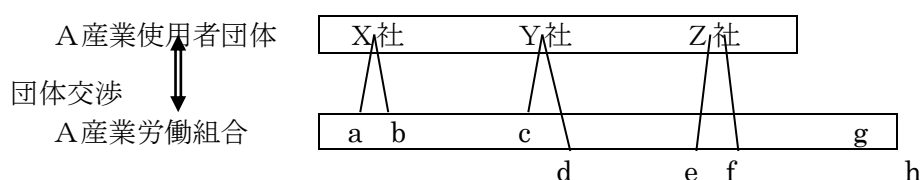
*** 事例：スルガ銀行事件**(添付資料参照)

*** 労働組合の目的の普遍性と、日本における組織形態の特殊性**

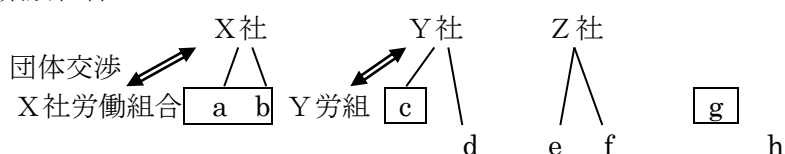
1) 目的：企業活動のコントロール、労働条件の維持改善

2) 組織形態

1. 日本以外⇒産業別組合



2. 日本=企業別組合



< 参照 >

組合数 イギリス= 170 組合 (2011年)、アメリカ= 235 組合 (2000年)

ドイツ = 305 組合 (2006年)

日本 = 23391 組合 (2021年)、大中規模企業数 547000 : 4.6%

組織率 (組合員の労働者比)

日本 : 16.9% (2021年) / 対企業比では、5%程度←企業別組合なので (上記)

高い国 (北欧諸国 : 80~90%、ヨーロッパ : 30%)

低い国 (アメリカ : 10.8%、フランス : 8.8%) 但し日本よりはるかに影響力が大きい

[参考文献] 光岡正博『経営参加権の研究』(1988年、法律文化社)

[自己点検] 1) Reading Assignment に関わる問題への解答 (今回はなし)

2) 自己点検 (今回はなし)

3) 自由記述

[次回講義への Reading Assignment]

次回講義タイトル：「労働団体法 ①総論 B：労働基本権」

講義テーマ：労働基本権

教科書の該当部分：第2章「労働基本権」、直接に関連するのは38頁～43頁

Reading Assignment：清水敏「紛争調整、代償措置および争議行為の禁止」

法律時報84巻2号(2012年)36頁以下